スーパー定期［単利型］

（自由金利型定期預金Ｍ型）

令和６年12月27日現在

商　品　名 （愛　称）	自由金利型定期預金〈M型〉［単利型］ 預入金額300万円未満（スーパー定期） 預入金額300万円以上（スーパー定期300）

販売対象	・法人、個人
期　　間	・定　型　方　式 　1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 　1ヵ月超5年未満
預　　入 (1)　預入方法 (2)　預入金額 (3)　預入単位	 ・一括預入 ・100円以上（ただし、総合口座の場合の預入金額は1万円以上とします。） ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利　　息 (1)　適用金利 (2)　利払方法 （頻度） (3)　計算方法	 ・固定金利（預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。） ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税　　金	・利息には復興特別所得税を含め、15.315%の国税がかかります。なお、個人及び収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に 5%の地方税がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。
付加できる 特約事項	・定型方式の場合は、預入時のお申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。 ・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率。） ・マル優もご利用いただけます。
中途解約時の 取扱い	・原則として満期日前に解約することができません。 ・満期日前に解約する場合は、別紙「定期預金の中途解約利息一覧」の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を精算します。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧いただくか、または窓口へご照会ください。
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談･苦情･紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について（預･融 共通）」をご覧ください。

空知信用金庫